

第2編教育 学生の懲戒に関する取扱規程

宮城大学学生の懲戒に関する取扱規程

令和6年4月1日

規程第196号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮城大学学則（平成21年宮城大学規則第2号）（以下「学則」という。）第30条及び宮城大学大学院学則（平成28年宮城大学規則第6号）（以下「大学院学則」という。）第26条に規定する本学学生の懲戒手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 学生に対する懲戒は、対象行為の内容及びその影響等を総合的に判断し、教育的配慮を加えて行うものとする。

2 懲戒により学生に科せられる処分は、懲戒の目的を達成するために必要な範囲を限度にしなければならない。

(懲戒の内容)

第3条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- 一 退学 退学させること。この場合、再入学、編入学及び転入学は認めない。
- 二 停学 2週間又は1か月以上1年以内の一定月数を定め、本学の教育課程の履修、学則第36条第2項及び大学院学則第33条第2項に規定する試験の受験並びに課外活動への参加を停止すること。
- 三 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。

(懲戒対象行為の報告)

第4条 教職員が学則第30条第1項各号及び大学院学則第26条第1項各号に該当する行為又は該当するおそれのある行為があったことを知った場合は、その内容を当該学生が所属する学群・研究科の長（当該行為に異なる学群・研究科に所属する学生が関与している場合は、スチューデントサービスセンター長）（以下「SSC長等」という。）に報告する。

(自宅待機の措置)

第5条 前条の報告を受けたSSC長等は、他の学生への影響を踏まえ、学群又は研究科における円滑な教育活動に支障が生じると判断した場合には、当該学生に自宅待機の措置を講ずることができる。

2 自宅待機の措置を講ずる場合は、当該学生の授業科目の履修について、十分な配慮を行うものとする。

3 前項の自宅待機の期間は、停学期間に算入することができる。

(懲戒処分の決定前における退学及び休学)

第6条 学長は、当該学生から、懲戒処分の決定前に退学又は休学の申出があった場合には、これを受理しないものとする。

(調査の実施)

第7条 第4条の報告を受けたSSC長等は、直ちに行為内容に応じて、スチューデントサービスセンター運営委員会又は学群教授会若しくは研究科教授会（以下「委員会等」という。）に調査を命ずる。

第2編教育 学生の懲戒に関する取扱規程

- 2 委員会等は、当該報告の事実関係について調査を行う。
- 3 委員会等は、前項の調査結果を遅滞なくSSC長等に報告する。

(弁明の機会)

第8条 委員会等は、調査に当たっては、当該学生にこの旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

- 2 前項の弁明の機会を与えられたにもかかわらず、当該学生が正当な理由なくこれに欠席し、又は弁明に関する文書を指定の期日までに提出しなかったときは、これを放棄したものとみなす。

(審議)

第9条 SSC長等は、第8条の調査結果に基づき、その原因となった行為の悪質性及び結果の重大性を総合的に考慮の上、懲戒の適否及び量定案を委員会等で審議する。

(懲戒の決定)

第10条 SSC長等は、前条に規定する委員会等の審議結果を学長に報告する。

- 2 学長は、前項の規定による報告があったときは、教育研究審議会の議を経て、当該学生に対する懲戒の内容及び量定を決定する。

(通知及び公告)

第11条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

- 2 通知は、原則としてSSC長等から直接当該学生に交付して行うものとする。ただし、直接に交付し難いときは、配達証明郵便等確実な方法により送達するものとする。
- 3 前項ただし書の場合において、懲戒処分書を受けるべき当該学生の所在を知ることができないとき又は配達証明郵便等による方法で送達しても受領を拒否したときは、その旨及び当該懲戒処分書に記載された事項を別に定める方法により公告し、交付に代えることができるものとする。
- 4 前項の公告を行った場合には、当該公告を行った日から2週間を経過したときに当該懲戒処分書の交付があったものとみなす。
- 5 懲戒処分を行ったときは、対象となった事実の概要及び懲戒内容を学内に掲示するものとする。

(懲戒の発効及び効果)

第12条 懲戒の効力は、懲戒処分を通知した時点で生じるものとする。

- 2 停学期間中である学生について、SSC長等が教育指導上必要と認めた場合には、一時的に登校を認めることができる。
- 3 停学の期間が当該学生の履修手続の期間と重複する場合には、当該学生の履修手続については、これを認めるものとする。

(再審査)

第13条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他正当な理由がある場合は、その証拠となる資料を添えて、文書により学長に再審査を請求することができる。

- 2 学長は、再審査の必要があると認めたときは、SSC長等に対し再審査を指示するものとする。
- 3 学長は、再審査の必要がないと認めたときは、速やかにその旨を文書により当該学生に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づき学長より再審査の指示を受けたSSC長等は、第7条から第9条までの規定に基づき再審査を行うものとする。
- 5 学長は、再審査の結果について、速やかに文書により当該学生に通知しなければならない。
- 6 学長は、再審査の結果により、当初の懲戒処分の決定内容と異なる決定をした場合は、再度、第10条及び第11条に定める手続を行うものとする。

第2編教育 学生の懲戒に関する取扱規程

7 再審査の請求は、原則として懲戒処分の効力を妨げないものとする。

(逮捕・勾留時の取扱い)

第14条 S S C長等及び学長は、当該学生が逮捕又は勾留されて本人に接見できない場合等であっても、当該学生が罪状を認めている場合等においては、協議した上で、第8条第1項に定める弁明の機会を当該学生に与えることなく懲戒処分手続を行うことができる。ただし、その場合は、当該学生の権利を著しく損なうことのないよう、十分な配慮をしなければならない。

2 前項の規定は、学生が犯罪の嫌疑があると思料されたことによって逃走をはかり、本学としての事情聴取を行うことができない場合について準用することができる。

(停学の解除)

第15条 停学処分を受けた当該学生が、処分後、改悛の情が著しく、また、勉学・研究への意欲が顕著である場合、教育上の観点から一定期間後に当該処分について変更措置を行うことができる。

2 前項の措置は、委員会等及び教育研究審議会の議に基づき学長が決定する。

(停学処分中の指導)

第16条 S S C長等は、停学処分中の学生に対して定期的に面談及び指導を行い、その更生に努めるものとする。

2 停学処分中の学生は、常に居所及び連絡先を明らかにしなければならない。

(教育的指導)

第17条 S S C長等は、当該学生が懲戒処分に相当しない場合であっても、第7条第1項に定める委員会等において懲戒対象行為の内容等を調査した場合であって、必要と認めるときは、教育的指導として、学生に口頭により厳重注意を行うことができる。

2 S S C長等は、前項に定める厳重注意を行ったときは、速やかにその旨を学長に報告しなければならない。

(懲戒に関する記録)

第18条 S S C長等は、懲戒処分を行ったときは、懲戒の原因である事実並びに決定された処分の内容及び理由を記載した文書を保存しなければならない。

2 懲戒処分に関する記録は、学籍簿の賞罰欄に記載するものとする。ただし、成績証明書及び進学・就職に係る推薦書等には懲戒の有無又はその内容を記載しないものとする。

(守秘義務)

第19条 学生の懲戒に関する事項に関わった教職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第20条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒について必要な事項は学長が別に定める。

附 則 (R6.3.27 第209回理事会)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。